

千葉市建築物環境配慮制度

～ 建築物環境配慮計画書の届出・公表について ～

【 制度の概要 】

本市では、環境負荷への低減及び環境に配慮した建築物の建築の誘導を図るため、建築物を環境性能で評価し格付けする手法である「CASBEE（建築環境総合性能評価システム）」を活用し、建築主の環境に対する自主的な取組を促進しています。

そのため、用途にかかわらず2,000㎡以上の建築物の新築等を行う建築主は、CASBEE-建築(新築)により評価した当該建築物の環境性能を市へ届け出るとともに、市ではその評価結果を公表しています。なお、令和6年6月より、評価結果の公表は、Aランク以上のものを対象としています。

【 計画書の届出 】

対象建築物：用途にかかわらず 2,000㎡以上の新築、増築* 及び改築 *増築部分が別棟の場合

届出時期：工事着手前まで

届出図書：建築物環境配慮計画書（様式第1号）1部（メールにて提出）

☆ 添付図書 1部（メールにて提出）※根拠資料、図面等の添付は不要です。

（1）CASBEE-建築(新築)に基づく書類

①評価シート一式

一般社団法人日本サステナブル建築協会のソフトをご使用下さい。

（2）委任状（任意様式）

送付先：千葉市 都市局 建築部 建築情報相談課 johosoudan.URC@city.chiba.lg.jp

※メールの件名は初めに【CASBEE】と記載してください。

※変更、完了の場合については裏面をご参照下さい。

【 公 表 】※評価結果がAランク以上のものが対象です。

公表場所：建築情報相談課のホームページ

☆公表する事項

① 建築物の名称・所在地 ② 建築主の氏名 ③設計者の氏名

（②、③については、公表しないことができる。）

④ 建築物の概要 ⑤ 環境性能評価の結果（メインシート、評価結果表示シート）

※ 「CASBEE」の研究開発は一般社団法人日本サステナブル建築協会が実施しています。

※ 千葉市建築物環境配慮制度のHP

⇒ <https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/johosoudan/casbee-top.html>

総合設計制度を活用する場合には、規模にかかわらず届出が必要となります。

※ 本制度は、建築主の環境に対する自主的な取り組みを公表する制度であり、千葉市の認定制度ではありません。

お問合せ 千葉市都市局建築部建築情報相談課構造設備班

Tel：043-245-5843 Fax：043-245-5887

E-mail：johosoudan.URC@city.chiba.lg.jp

届出の流れ

届出まで		申請者	建築情報相談課	注意事項
着 工 前	着工前 で (注1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">計画書提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">計画書受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">ホームページ公表</div>	【計画届】 メールにて提出 ※詳細は表紙をご参照下 さい。
変 更 時	変更が生 じた場合 (注2)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">変更届提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">変更届受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">ホームページ公表</div>	【変更届】 メールにて提出 ・建築物環境配慮計画変更届 (様式第2号) ・変更後の評価シート一式
竣 工 時	工事完了 後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">完了届提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">完了届受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">ホームページ公表</div>	【完了届】 メールにて提出 ・建築物工事完了届 (様式第3号) ・完了検査済証写し

(注1) 工事を取り止めた場合は、取り止め後すみやかに、建築物新築等取り止め届(様式第4号)の届出を提出して下さい。ホームページ公表は、評価結果がAランク以上のものが対象です。

(注2) 下記の事項に変更があった場合には変更届を提出して下さい。

(1) 建築物の名称及び所在地

(2) 建築主の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(3) 設計者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(3) 建築物の概要(用途、床面積の合計、階数、構造、工事種別、工事完了予定日、工事完了日)

(4) CASBEE-建築(新築)による建築物に係る総合的な環境性能評価の結果

変更後すみやかに届出

(4)(5)の変更に係る工事に着手する日までに届出

※下記の様式は千葉市の建築情報相談課ホームページで取得出来ます

- ・建築物環境配慮計画届 (様式第1号)
- ・建築物環境配慮計画変更届 (様式第2号)
- ・建築物工事完了届 (様式第3号)
- ・建築物新築等取り止め届 (様式第4号)